

議案第39号

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後児童支援員の資格要件が見直しされたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年二
宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

（4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
第11条第3項に次の1号を加える。

（10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたも
の

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>